

福井市水道料金等徴収業務公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

福井市上下水道局

目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	参加資格	1
4	スケジュール	3
5	参加申込	3
6	質問の受付及び回答	4
7	業務提案書等の提出	5
8	業務提案書等の内容	5
9	審査方法	7
10	審査基準	8
11	失格事項	9
12	選定結果	10
13	業務委託契約	10
14	その他の留意事項	10
15	書類提出場所及び問い合わせ先	10

1 趣旨

福井市上下水道局では、「安定したサービスの提供」、「お客様へのさらなるサービス向上」、「経営基盤の強化に対する貢献」を目的に水道料金、簡易水道料金、下水道使用料、集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料（以下、「水道料金等」という。）の賦課、徴収及びこれに附帯する業務（以下、「業務」という。）を行う上で、令和7～11年度の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

福井市水道料金等徴収業務

(2) 業務内容

「福井市水道料金等徴収業務仕様書」のとおり

(3) 業務実施場所

「福井市水道料金等徴収業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 見積書による提案価格の上限額

1,056,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

年度別委託料の上限額

令和7年度 211,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 211,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 211,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 211,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 211,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務にかかる参考見積書の金額が上記の上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

でないこと。

- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。）を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

- (8) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格（ISO／IEC 27001）の認証を取得していること。

- (9) 共同企業体で参加する場合は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

ア 共同企業体の構成員は2社又は3社とすること。

イ 結成方法は、自主結成とすること。

ウ 出資割合は、代表者の出資割合を最大として、最小の構成員の出資割合は、構成員2社の場合は40%、3社の場合は30%を下回らないこと。

エ 共同企業体のすべての構成員は、上記（1）から（8）までの条件を満たすものであること。ただし、（8）については、すべての構成員が認証を取得していなくても、取得している構成員の認証内容を委託業務全体に適用させる場合に限る。

オ 共同企業体の構成員は、業務委託において当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

カ 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

4 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 程
参加募集の公告	令和6年7月30日（火）
「プロポーザル参加申込書」の提出期限	令和6年8月26日（月） 午後3時必着
「プロポーザル参加資格審査結果通知」発送	令和6年8月30日（金）
「プロポーザルに関する質問書」の受付期限	令和6年9月10日（火） 午後3時必着
「プロポーザルに関する質問書」への回答発送	令和6年9月17日（火）
「業務提案書」及び「参考見積書」の提出期限	令和6年9月30日（月） 午後3時必着
第1次審査（書類審査）	令和6年10月7日（月）（予定）
第1次審査結果通知 兼 プレゼンテーション及びヒアリングの実施案内	令和6年10月中旬
第2次審査 （プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和6年10月23日（水）
選定結果の通知	令和6年10月下旬
契約締結、業務引継開始	令和6年11月上旬（予定）
委託業務開始	令和7年4月1日（火）

※公募時点での予定であり、応募の状況等によって変更する場合がある。

5 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」に必要書類を添付の上、提出期限までに提出すること。提出書類の様式は、福井市公式ホームページからダウンロードすること。

※福井市公式ホームページURL <https://www.city.fukui.lg.jp/zigyosha/keiyaku/p070571.html>

（1）参加資格審査にかかる提出書類

- ア 会社概要書（様式第2号）
- イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※参加募集の公告日以降に交付されたもの
- ウ 直近2か年の各会計年度における決算関係書類
貸借対照表、損益計算書
- エ 労働関係法令に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
- オ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格（ISO／IEC 27001）の認証取得を証する書類の写し

(2) 共同企業体で参加する場合

ア すべての構成員についての上記(1)ア～オの書類

イ 委託業務共同企業体協定書

(3) 提出期限

令和6年8月26日(月)午後3時必着

内容等に不備があるもの及び提出期限に遅れたものは受理しない。また、郵便事故等により参加申込書等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

福井市上下水道局 経営部 上下水道サービス課(福井市大手3丁目13番1号)

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6) 参加資格審査結果の通知

令和6年8月30日(金)

参加申込事業者に対し、参加資格審査の結果を電子メール及び書面で通知する。

(7) 参加辞退期限

令和6年9月30日(月)午後3時必着

参加申込書提出以降に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届(様式第3号)」を持参又は郵送により提出すること。

6 質問の受付及び回答

受託者選定に係る質問を行う場合は、次のとおり質問書を提出すること。

なお、質問は参加申込書の提出を終えている者から提出された場合に限り受け付ける。

(1) 質問方法

「プロポーザルに関する質問書(第4号様式)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。

なお、電話での質問は受け付けない。

電子メールの標題は「【参加申込事業者名】受託者選定に係る質問」とすること。

(2) 提出先メールアドレス

wgservice@city.fukui.lg.jp

(3) 提出期間

令和6年7月30日(火)から令和6年9月10日(火)午後3時(必着)まで

(4) 回答日

令和6年9月17日(火)

(5) 回答方法

質問者から送信された電子メールアドレスに、回答書を添付して返信する。

なお、質問に回答することで、受託者選定の公平性を損なうと判断した場合又は質問者が参加資格を有していない場合は、質問に対する回答を行わない。

(6) 質問及び回答の公表

すべての質問及び質問に対する回答は、福井市ホームページで公表する。なお、質問者名

は公表しない。

7 業務提案書等の提出

プロポーザルへの参加事業者は、次のとおり提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

No.	提出書類	様式	添付書類	提出部数
①	業務提案書	様式第5号	—	正本1部、 副本6部
②	業務実績調書	様式第6号	業務受託を証する契約書の写し	正本1部、 副本6部
③	参考見積書	様式第7号	参考見積内訳書	正本1部、 副本6部
④	プレゼンテーション及び ヒアリング出席者報告書	様式第8号	—	正本1部

(2) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後3時（必着）

内容等に不備があるもの及び提出期限に遅れたものは受理しない。また、郵便事故等により参加申込書等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。電子記憶媒体での提出は認めない。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出場所

福井市上下水道局 経営部 上下水道サービス課（福井市大手3丁目13番1号）

(5) 提出に関する留意事項

- ア 業務提案書は、別添の「福井市水道料金等徴収業務仕様書」の仕様を満たすための方法を具体的に記載すること。
- イ 業務提案書及び参考見積書の根拠となる業務の量は、別添の「福井市上下水道の現況」に示す事業規模を参考に、参加事業者が推計して算出すること。
- ウ 書類は原則としてA4縦型とし、文章は横書きとする。
- エ 業務提案書は、全体で50頁程度とする。
- オ 業務提案書を表紙として、目次及び頁番号（提案書の各頁の下中央）を記入すること。
- カ 参考見積書には、事業者名、代表者名、所在地を明記し、代表者印を押すこと。
- キ 提出書類各種原本には事業者名を記載し、各種副本6部には事業者名を記載しないこと。

8 業務提案書等の内容

業務提案書等は、次の項目について作成すること。

(1) 会社概要

評価の着眼点	・会社の規模、経営状態を総合的に判断し、将来にわたり安定して委託業務を履行し得る経営基盤があるか。
--------	---

(2) 地域貢献

評価の着眼点	・福井市内に本社、支社又は営業所等を置くことや、従業員の地元雇用などにより地域の経済、雇用への貢献ができるか。
--------	---

(3) 業務体制

ア 業務体制及び業務従事者の確保に関する考え方

評価の着眼点	・責任を持って業務を履行できる能力と立場にある人員の配置ができるか。また、指揮命令系統と責任体制が明確になっているか。 ・各業務の履行に必要な人員が確保され、適切に配置ができるか（事業従事者の欠員に対する対応も含む）。
--------	--

イ 研修体制

評価の着眼点	・委託業務を履行する上で必要な研修を実施することができるか。
--------	--------------------------------

(4) 業務履行計画

次の各業務における手法と人員配置をどのようにするか、苦情や不当要求等にどのように対応するかについて記載すること。また、各業務において、業務の改善、効率化について提案があれば併せて記載すること。

ア 受付業務に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・電話受付、窓口での料金収納、開閉栓受付業務等について、専門的知識、経験を持つ人員の配置ができるか。 ・事故、苦情処理等に迅速に対応するための具体的な対策を講じているか（苦情対応マニュアル等が整備されているか）。 ・水道の使用開始や休止等についてインターネットによる受付の運用をどのように行うか。
--------	--

イ 検針業務に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・検針員の配置計画と管理業務をどのように行うか。 ・検針量異常に対してどのような対策を講じているか。
--------	---

ウ 調定及び更正業務に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・調定及び更正について、専門的知識、経験を持つ人員の配置ができるか。 ・確実に定時調定が行えるスケジュールは示されているか。
--------	---

エ 収納業務に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・収納業務について、専門的知識、経験を持つ人員の配置ができるか。 ・適正な現金の収受及び管理方法についてどのような対策を講じているか（現金紛失などの事故対応も含む）。 ・口座振替やキャッシュレス決済を促進するための方策を講じているか。
--------	---

オ 滞納整理業務及び供給停止業務に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・滞納整理業務及び供給停止業務について、専門的知識、経験を持つ人員の配置ができるか。 ・具体的な滞納整理方策を講じているか。 ・滞納者の実情に配慮しながら確実に滞納額を削減するための方策はあるか。 ・目標収納率達成に向けた具体的な取組はあるか。
--------	---

カ データ入力に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・データ入力のチェック方法や入力ミス等の防止と発生時の対策を講じているか。
--------	---

(5) 個人情報保護及び危機管理

次の各業務における手法と人員配置をどのようにするかについて記載すること。また、各業務において、業務の改善等について提案があれば併せて記載すること。

ア 個人情報保護に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・個人情報の漏洩防止に向けた適切な管理方策が講じられているか。 ・事故、盗難等による個人情報流出等の緊急事態に対して、適切かつ迅速に対応できるか。
--------	--

イ 災害及び緊急時対策等危機管理に関する考え方と企画・技術提案

評価の着眼点	・地震、風水害及び火災等の災害に備え、十分な防災対策を講じると共に、災害が発生した場合を想定した人員体制の構築及び業務継続計画が作成されているか。
--------	---

(6) その他

評価の着眼点	・業務の効率化やサービス向上の実現に直結する実現可能で具体的な企画・提案があるか。 ・業務履行に附帯し、市民福祉の向上に資する企画・提案があるか。
--------	--

(7) 業務実績（過去3年間）

評価の着眼点	・委託業務と類似した受託実績を、どの程度有しているか。
--------	---

(8) 参考見積書

評価の着眼点	・算出根拠が明確に示されているか。 ・提案内容に対して見積額は妥当か。 ・経費節減効果が示されているか。
--------	--

9 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。なお、審査は公平性を図るため、提案者名を伏せて実施するものとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 実施日時

令和6年10月7日（月）（予定）

イ 実施方法

提出された提案書等を「10 審査基準」に基づき審査し、上位5者を選定する。

ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

ウ 審査結果の通知

令和6年10月中旬に審査の結果及び第2次審査の実施日時を電子メールにより通知する。
(通知は第2次審査対象者のみ)

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選定された者に対して、業務提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり実施し、「10 審査基準」に基づき再評価し、評価の高い順に受託候補者及び次点候補者を決定する。

ア 実施日時

令和6年10月23日（水）福井市上下水道局が指定する時間

イ 会 場

福井市上下水道局庁舎 3階 301会議室（福井市大手3丁目13番1号）

ウ 参加人数

1事業者につき3名まで参加可能とする。

エ 時 間

1事業者につき60分程度

（プレゼンテーション40分以内、ヒアリング20分程度）

オ 審 査 順

業務提案書受付順の逆順とする。

カ 機 材 等

スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは福井市上下水道局で用意する。プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器については提案者側で用意すること。

キ 審査結果の通知

令和6年10月下旬に電子メールにより通知する。

10 審査基準

プロポーザルの審査基準は以下のとおりとする。

(1) 選考方法

ア 第1次審査（書類審査）

プロポーザルの提案者が5者を超えた場合、審査委員（5名）が「(2)審査項目及び配点」で示す審査基準に基づき評価した点数の合計を基に上位5者を選考する。

なお、評価点数の合計が総配点の60%に満たない者は、上位5者であっても第2次審査に進むことはできない。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

(ア) 審査委員（5名）は、「(2)審査項目及び配点」で示す審査項目に基づき評価項目ごとに評価及び採点を行い、総得点が最も高い参加事業者を受託候補者とする。

なお、総得点が総配点の60%に満たない事業者は、上記の規定にかかわらず受託候補者

としない。参加事業者が1者のみの場合や、以下の(イ)に規定する次点者についても同様とする。

- (イ) 最高得点の参加事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の「参考見積書」の見積額が低い方を第1順位とし、さらに同点の場合は審査項目の「業務履行計画」の得点が高い方、次いで「業務体制」の得点が高い方の順で上位とする。

(2) 審査項目及び配点

提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査は、提案者ごとに以下の審査項目及び「8 業務提案書等の内容」に示す「評価の着眼点」に基づき、5段階評価で評価点数を付す。なお、配点（200満点）は、以下のとおりとする。

審査項目		配点
(1)会社概要	会社概要及び財務状況	10点
(2)地域貢献	地域経済等への貢献	15点
(3)業務体制	ア 業務体制及び業務従事者の確保に関する考え方	15点
	イ 研修体制	5点
(4)業務履行計画	ア 受付業務に関する考え方と企画・技術提案	15点
	イ 検針業務に関する考え方と企画・技術提案	15点
	ウ 調定及び更正業務に関する考え方と企画・技術提案	15点
	エ 収納業務に関する考え方と企画・技術提案	15点
	オ 滞納整理業務及び供給停止業務に関する考え方と企画・技術提案	15点
	カ データ入力に関する考え方と企画・技術提案	10点
(5)個人情報保護及び危機管理	ア 個人情報保護に関する考え方と企画・技術提案	15点
	イ 災害及び緊急時対策等危機管理に関する考え方と企画・技術提案	15点
(6)その他	その他業務履行に附帯する企画・技術提案	10点
(7)業務実績	業務実績及び成果	10点
(8)見積額の妥当性	参考見積書及び内訳書の妥当性	20点
合 計		200点

11 失格事項

次のいずれかの事由に該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

12 選定結果

(1) 選定結果の通知

選定結果は、結果通知書（第9号様式）を送付し、通知する。

(2) 選定結果の公表

選定結果は福井市ホームページで公表する。落選した事業者の事業者名は公表しない。

(3) 選定結果に対する質問

選定結果に対する質問がある場合は、選定結果を公表した日から7日間以内に書面により提出すること。なお、質問は落選した参加事業者のみ認める。

13 業務委託契約

受託候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

また、受託候補者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、次点候補者と当該業務委託契約について交渉を行う。

14 その他の留意事項

(1) 提出期限以降における書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) プロポーザルに必要な費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(5) 提出書類は当該プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。また、福井市上下水道局が配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(6) 当該プロポーザルの実施に関する情報については、随時、福井市公式ホームページに掲載する。

(7) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、業務提案者が事業を営む上で正当な利益を害すると認められる情報は不開示とする場合がある。なお、当該プロポーザルの受託候補者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

15 書類提出場所及び問い合わせ先

福井市上下水道局 経営部 上下水道サービス課

〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号

TEL 0776-20-5632 / FAX 0776-20-5637

E-mail: wgservice@city.fukui.lg.jp